

別紙 特定地域脱炭素移行加速化交付金 交付対象事業となる事業
(民間裨益型自営線マイクログリッド等事業)

1. 事業の要件

- ア 脱炭素先行地域に選定された地域において実施するものであること。
- イ 脱炭素先行地域の目的の達成のために必要な事業であること。
- ウ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- エ 各種法令等に遵守した設備であること。
- オ 整備する設備は、民間裨益型自営線マイクログリッド等事業においてエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果がある設備であり、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- カ 事業全体（同一の脱炭素先行地域において脱炭素先行地域づくり事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和6年7月23日環地域事発第2407232号）第3条第1項第2号に規定する事業をいう。）を実施する場合は、当該事業を含む。）の費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計CO₂削減量で除した値）が25万円/t-CO₂を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外する。
- キ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ク 民間裨益型自営線マイクログリッド等事業全体に占める民間事業者の裨益する割合が一定以上であるものとして次のいずれかを満たすものであること。
 - (ア) 当該事業費全体に占める民間事業者に裨益する事業費の割合が5割以上
 - (イ) 当該事業全体でのエネルギー起源二酸化炭素排出削減量に占める、民間事業者のエネルギー起源二酸化炭素排出削減量の割合が5割以上
- ケ 民間裨益型自営線マイクログリッド事業においては、新規に敷設される自営線又は熱導管に係る事業計画であること。
- コ 民間裨益型地産再エネ活用エリアマネジメント事業においては、再エネ供給事業者に係る脱炭素先行地域の電力需要量のうち脱炭素先行地域がある地方公共団体内で発電した再エネ電力を消費する量の割合が高いものとして次を満たし、当該再エネの供給が安定的に行われるものとして当該地方公共団体と再エネ供給事業者との協定等に位置づけられ、再エネ供給事業者が再エネの高度なエリアマネジメントを実施する事業計画であること。
 - (ア) 令和5年度までに選定された脱炭素先行地域 80%以上
 - (イ) 令和6年度に選定された脱炭素先行地域 90%以上
 - (ウ) 令和7年度以降に選定された脱炭素先行地域 100%
- サ 2. アを実施すること。ただし、同一の脱炭素先行地域における脱炭素先行地域づくり事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要

綱（令和6年7月23日 環地域事発第2407232号）第3条第1項第2号に規定する事業をいう。）において再エネ設備整備を行う場合はこの限りでない。

- シ 改正地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律をいう。）を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して、同法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）を策定又は改定していること。ただし、令和6年度中に策定又は改定する場合については、この限りでない。
- ス 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。
- セ 民間裨益型自営線マイクログリッド等事業の交付対象設備について、当該施設における当該設備と同一の設備種別は、脱炭素先行地域づくり事業、重点対策加速化事業の交付対象外とする。

2. 交付対象事業の内容

ア 再エネ設備整備

（ア）再エネ発電設備（太陽光発電設備を除く。）

事業実施 主体	<p>地方公共団体（PPA・リース等を含む。ただし、主に民間事業者へ供給する事業に限る。）</p> <p>民間事業者・個人（ともに地方公共団体からの間接交付であって、民間事業者が所有する場合に限る。ア及びイにおいて同じ。</p> <p>また、民間事業者においては、以下（i）～（iii）のCO2排出削減のための取組を実施する場合に限る。なお、GXリーグに参加する民間企業については、これらの取組を実施するものとみなす。ただし、地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された令和2年度CO2排出量が20万t以上の民間企業以外の民間企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する民間企業については、CO2排出削減のためのその他の取組をもって、これに替えることができる。以下同じ。</p> <p>（i） 令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関するCO2排出削減目標を設定し、公表すること。また、令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て毎年度公表すること。</p> <p>（注）第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。</p> <p>（ii） （i）で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット若しくはJCMその他国内のCO2排出削減に貢献する適格カーボン・クレジット</p>
------------	--

	<p>トを調達する、又は未達理由を公表すること。</p> <p>(iii) 環境性能の高い部素材を調達することや取引先に働きかけること等を通じてサプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進すること。)</p>
交付率等	<p>2 / 3 以内</p> <p>ただし、設備導入場所が過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下、「過疎法」という。）第2条第1項に規定する市町村の区域、過疎法第3条に規定する合併前の旧市町村の区域、又は過疎法第42条の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域をいう。以下同じ。）で、かつ、以下に該当する地方公共団体は、3 / 4 以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が実施する場合：財政力指数が 0.40 未満 ・市区町村が実施する場合：財政力指数が 0.51 未満
交付要件	<p>a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。</p> <p>b FIT の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。</p> <p>c 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>d PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>e リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>f 風力発電については、発電出力 37,500kW 未満/事業であること。再エ</p>

	<p>ネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（風力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。経済産業省の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。交付決定前に周辺住民の了解を得ていること。環境影響調査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアル又は、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。</p> <p>g 地熱発電については、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（地熱発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。周辺への排気ガス、排水、騒音、振動の周辺環境への影響に関して、各種規制値を遵守していること。交付決定前に必要であれば地元住民等への説明の手続きを実施していること。</p> <p>h 水力発電については、1,000kW未満/事業であること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（水力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。交付決定前に環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を行うこと。</p> <p>i バイオマス（バイオガスを含む。以下同じ）発電については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造設備（木質チップ化設備、ペレット化設備等）及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とする。</p> <p>j 民間裨益型自営線マイクログリッド事業においては、自営線マイクログリッド内で消費されるものであることが特定されていること。</p> <p>k 民間裨益型地産再エネ活用エリアマネジメント事業においては、次の(a)～(c)のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>(a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本</p>
--	---

	<p>事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上を当該需要家が消費すること。</p> <p>(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p> <p>(c) 本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を当該再エネ発電設備と同一市区町村内の脱炭素先行地域内の需要家（脱炭素先行地域の提案者が都道府県の場合は同一都道府県内の当該脱炭素先行地域内の需要家）に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること（(a) 及び (b) の場合を除く。）。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。</p> <p>※ 発電量の30%以内とする。</p>
--	---

(イ) 熱利用設備（再生可能エネルギー熱（太陽熱利用・バイオマス熱利用）・未利用熱利用設備（地下水熱、下水熱、河川熱、温泉熱、地中熱、雪氷熱等）

事業実施主体	<p>地方公共団体（PPA・リース等を含む。ただし、主に民間事業者へ供給する事業に限る。）</p> <p>民間事業者・個人</p>
交付率等	<p>2 / 3 以内</p> <p>ただし、設備導入場所が過疎地域で、かつ、以下に該当する地方公共団体は、3 / 4 以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が実施する場合：財政力指数が 0.40 未満 ・市区町村が実施する場合：財政力指数が 0.51 未満
交付要件	<p>a 太陽熱利用については、太陽集熱器は、JISA 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。</p> <p>b バイオマス熱利用については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量 ÷ (バイオマスと非バイオマスの発熱量) × 100) を 60% 以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を 100% とする。原料として利用するバイオマスの調達手段</p>

	<p>の確保が見込まれること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造設備（木質チップ化設備、ペレット化設備等）及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とする。</p> <p>c 未利用熱利用については、熱供給能力が温水、冷水ともに 0.10GJ/h 以上（24Mcal/h）とすること。</p> <p>d 温泉熱利用については、温泉を熱源とする設備であり、次のすべての要件を満たすこと。</p> <p>(a) 温泉施設は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 15 条の規定による温泉の利用の許可を受けたものであること。ただし、同法同条の適用を受けない施設においては、この限りでない。</p> <p>(b) 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、同法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p> <p>e 地中熱利用については、暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有すること。</p> <p>f 雪氷熱利用については、冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備に限る。</p>
--	---

イ 基盤インフラ整備

(ウ) 蓄電池

事業実施主体	地方公共団体（PPA・リース等を含む。ただし、マイクログリッド内の負荷調整又は再エネの高度なエリアマネジメントに使用する事業に限る。） 民間事業者・個人
交付率等	2 / 3 以内 ただし、設備導入場所が過疎地域で、かつ、以下に該当する地方公共団体は、3 / 4 以内 ・都道府県が実施する場合：財政力指数が 0.40 未満 ・市区町村が実施する場合：財政力指数が 0.51 未満
交付要件	a 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 b 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 c PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9 / 10 とすることができる。）。サービス料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入し

	<p>た設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>d リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。サービス料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>e 下記の要件を全て満たす業務産業用蓄電システム（4,800Ah・セル相当のkwh以上）であること。</p> <p>(a) 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p> <p>(b) 使用済み蓄電池から蓄電池モジュールを2次利用して通常の新品の蓄電池同様に用いる場合、当該使用済み蓄電池は車載用蓄電池に限る。</p> <p>(c) リチウムイオン電池の場合、JIS C 8715-2、IEC62619等の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書及び証明を取得していること（モジュール以上）。なお、電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JET リユース電池認証等の第三者機関による証明書等により当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明されていること。</p> <p>(d) 蓄電システムの充放電効率（充電・放電の電力効率）が80%以上であること。</p> <p>(e) 蓄電された電力が、民間裨益型自営線マイクログリッド事業においては当該自営線マイクログリッド内で、民間裨益型地産再エネ活用エリアマネジメント事業においては当該供給エリア内で消費されるものであることが特定されていること。</p>
--	--

(エ) その他基盤インフラ設備（自営線・蓄熱設備・熱導管・エネルギーマネジメントシステム等）

事業実施主体	民間事業者・個人
交付率等	2/3以内 ただし、設備導入場所が過疎地域で、かつ、以下に該当する地方公共団体は、3/4以内

	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が実施する場合：財政力指数が 0.40 未満 ・市区町村が実施する場合：財政力指数が 0.51 未満
交付要件	<p>a 地中化のための設備も交付対象とする。</p> <p>b エネルギーマネジメントシステムについては、次の (a) 又は (b) のいずれかを満たすこと。</p> <p>(a) 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。</p> <p>(b) システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。また、エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要な不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も交付対象に含む。</p>

(オ) 車載型蓄電池等（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）

事業実施主体	民間事業者・個人
交付率等	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 蓄電容量×1／2×4万円/kWh 以内（経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV 補助金」という。）の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。） ・燃料電池自動車 CEV 補助金の銘柄ごとの補助金交付額を上限とする。
交付要件	<p>【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：a・bを満たすこと】</p> <p>a 原則として再エネ発電設備と接続して充電を行うものであること。</p> <p>b 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。</p> <p>※当該車両については、「CEV 補助金」との併用は不可。</p> <p>【燃料電池自動車：c・dを満たすこと】</p> <p>c 原則としてCO2 排出実質ゼロ水素等を使用するものであること。（車両の導入前にCO2 排出実質ゼロ水素等の調達方法を確認すること。）</p> <p>d 外部給電が可能な燃料電池自動車であること（「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）。</p> <p>※当該車両については、「CEV 補助金」との併用は不可。</p>

(カ) 充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）

事業実施主体	民間事業者・個人
--------	----------

交付率等	2 / 3 以内 ただし、設備導入場所が過疎地域で、かつ、以下に該当する地方公共団体は、3 / 4 以内 ・都道府県が実施する場合：財政力指数が 0.40 未満 ・市区町村が実施する場合：財政力指数が 0.51 未満
交付要件	a 充放電設備、充電設備について、拠点において、原則として車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続するものであること。ただし、再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して再エネ発電設備による想定発電電力量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来 J クレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。 b 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助対象となる銘柄に限る。

(キ) 水素等関連設備

事業実施主体	民間事業者・個人
交付率等	2 / 3 以内 ただし、設備導入場所が過疎地域で、かつ、以下に該当する地方公共団体は、3 / 4 以内 ・都道府県が実施する場合：財政力指数が 0.40 未満 ・市区町村が実施する場合：財政力指数が 0.51 未満
交付要件	a CO2 排出実質ゼロ水素等を製造・貯蔵・運搬（又は一体となって使用）するものであること。 b CO2 削減が図れる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問わない。 c 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。

ウ 省 CO2 等設備整備

(ク) ZEB

事業実施主体	民間事業者
交付率等	2 / 3 以内 (上限 5 億円 / 棟 / 年、ただし延べ面積 2,000 m ² 未満は上限 3 億円 / 棟 / 年) (延べ面積 2,000 m ² 未満の ZEB Ready は対象外)

<p>交付要件</p>	<p>a 対象となる建築物は、地方公共団体等（地方独立行政法人、公営企業を含む。）以外の者が所有する新築又は既存の業務用建築物等（新築の場合は延べ面積 10,000 m²未満、既存建築物の場合は延べ面積 2,000 m²未満に限る。）であること。</p> <p>b 環境性能に関する要件</p> <p>(a) 建物（外皮）性能について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 35 条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外皮性能基準に適合していること及びそれを証するに必要な資料を取得すること。</p> <p>(b) 一次エネルギー消費量について以下を満たすものとする。なお、建物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、建築研究所計算支援プログラム（WEB プログラム）を使用して算出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準において、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より 50%以上削減すること。 <p>c エネルギー利用に関する要件</p> <p>熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること（BEMS 装置等の導入）。なお、エネルギー計測システムは以下の（a）～（d）の要件を全て満たすものとする。</p> <p>(a) 計測・計量装置、制御装置、データ保存・分析・診断装置を含むシステムであること。</p> <p>(b) 1つのシステムで交付対象建築物 1 棟のエネルギー使用状況の一元的な把握・運転管理ができるシステムであること。</p> <p>(c) 取得データについては、60 分単位で計測することとし、計測項目や年月、日時がわかるようにすること。</p> <p>(d) 導入するエネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）における未評価技術について、実施状況報告時に定量的な評価が可能となるエネルギー計測計画とすること。</p> <p>d 建築物省エネ法第 7 条に基づく省エネルギー性能表示（BELS 等、第三者認証を受けているものに限る。以下同じ。）において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented のいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得すること。</p> <p>e その他の要件</p>
-------------	---

	<p>(a) 技術や設計手法、コスト等の情報開示について 本事業を通じて提出されたデータ等の事業成果については、他の事業者への ZEB の普及促進のため広く一般に公表することに同意すること。</p> <p>(b) 本交付金により再エネに係る設備を当該建築物に導入する場合には、ア (ア) 又はア (イ) によることとする。</p> <p>f 交付対象となる建物の用途や導入する設備については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業)」の例を参考にすること。</p> <p>g ZEB のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。</p>
--	--

(ケ) ZEH、ZEH+

事業実施主体	民間事業者
交付率等	<p>ZEH+ (Nearly ZEH+) 100 万円/戸以内</p> <p>ZEH (Nearly ZEH、ZEH Oriented) 55 万円/戸以内</p> <p>(交付対象住宅に対して直交集成板 (CLT: Cross Laminated Timber) を導入する場合、90 万円/戸を上限に上乗せ (地域区分・建物規模によらず全国一律))</p>
交付要件	<p>【共通】</p> <p>a 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅 (建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅) の販売者となる法人 (購入予定者が民間事業者である場合に限る。) とする。</p> <p>b 交付対象は、事業実施主体 (新築戸建建売住宅の販売者となる法人の場合を除く。) が常時居住する住宅であり、専用住宅であること (ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が ZEH 又は ZEH+ を満たすこと)。</p> <p>c 導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業)」の例を参考にすること。</p> <p>d ZEH のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。</p> <p>【ZEH : e・f を満たすこと】</p> <p>e ZEH ロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。(※1※2)</p> <p>(a) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準 (UA 値) 以上であること。(建築物省エネ法の地域区分 区分 1～2 :</p>

	<p>0.40 以下、区分 3 : 0.50 以下、区分 4 ~ 7 : 0.60 以下、区分 8 : なし)</p> <p>(b) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。(※3)</p> <p>(c) 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。(※2) (売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。本交付金により再エネに係る設備を当該住宅に導入する場合には、ア (ア) 又はア (イ) によることとする。)</p> <p>(d) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。(※1※2※3※4)</p> <p>f 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。(※5)</p> <p>【ZEH+のみ：g~i の全てを満たすこと】</p> <p>g e、f の<ZEH の交付要件>を満たしていること。(※1※4※6)</p> <p>h 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 25%以上削減されていること。(※3)</p> <p>i 次の (a) ~ (c) のうち 2 つ以上を選択し導入すること [ZEH+の選択要件]。(※7)</p> <p>(a) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準 (UA 値) 以上であること。(建築物省エネ法の地域区分 区分 1 ~ 2 : 0.30 以下、区分 3 ~ 4 : 0.40 以下、区分 5 ~ 7 : 0.50 以下)</p> <p>(b) HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。</p> <p>(c) 再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。(※8)</p> <p>※1 本事業では、寒冷地 (地域区分 1 又は 2)、低日射地域 (日射区分 A1 又は A2) 又は多雪地域 (垂直積雪量 100 cm 以上) の場合に限り、Nearly ZEH も交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 75%以上削減されている必要がある。なお、多雪地域は、建築基準法施行令第 86 条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量 100cm 以上に該当する地域とする。</p> <p>※2 本事業では、交付対象住宅が ZEH の場合、北側斜線制限 (2 階建以上の住宅に影響が生じる場合) の対象となる用途地域等で</p>
--	--

	<p>あって、敷地面積が 85 m²未満である土地に建築される住宅（平屋建ての場合を除く）及び多雪地域（垂直積雪量 100cm 以上）に建築される住宅に限り、ZEH Oriented も交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されている必要がある。</p> <p>※3 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。</p> <p>※4 再エネ等を加えて 100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。</p> <p>※5 本事業では、「※1」に該当する場合に限り Nearly ZEH を、「※2」に該当する場合に限り ZEH Oriented であることも可とする。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号。以下、「改正建築物省エネ法」という）の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。</p> <p>※6 本事業では、「※1」に該当する場合に限り Nearly ZEH であることも可とする。また、改正建築物省エネ法の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。</p> <p>※7 区分 8 の地域については、[ZEH+の選択要件]のうち「外皮性能の更なる強化」は選択できない。</p> <p>※8 電気自動車又はプラグインハイブリッド車の保管場所を申請する住宅の敷地内に設ける必要がある。</p> <p>【直交集成板（CLT）を導入する場合：j・k を満たすこと】</p> <p>j 交付対象となる CLT は、次の (a) ～ (c) の要件を全て満たすこと。</p> <p>(a) 交付対象住宅への導入箇所は、構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。</p> <p>(b) 交付対象住宅における CLT 総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該 CLT の使用量が 0.1 m³/m²以上であること。</p>
--	---

	<p>(c) 工法は問わない。但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 1540 号）」に準拠すること。</p> <p>k 国内製品においては、JAS 認定工場で製造された JAS 製品であること。 (注) CLT の導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、交付対象とならない。</p>
--	---

(コ) ZEH-M

事業実施主体	民間事業者
交付率等	<ul style="list-style-type: none"> ・低層：40 万円／戸（上限） 住宅用途部分が 3 層以下である集合住宅 低層の場合の交付金額の上限は以下のとおりとする。 A 3 億円／年 B 複数年度事業における事業全体：6 億円 ・中層：2／3 以内 住宅用途部分が 4、5 層以下である集合住宅 ・高層：2／3 以内 住宅用途部分が 6 層以上 20 層以下である集合住宅 中層・高層の場合の交付金額の上限は以下のとおりとする。 A 3 億円／年 B 複数年度事業における事業全体：8 億円 C 交付対象事業の費用対効果に伴う交付金額の上限は、「二酸化炭素排出事業費補助金（集合住宅の省 CO2 化促進事業）」の計算式によること。 ・低層・中層・高層 ZEH-M の交付対象住宅に対する CLT の導入 交付対象住宅に直交集成板（CLT）を導入する場合は、交付金額を以下のとおり加算する。 直交集成板（CLT）の交付額：1 m²あたり 10 万円以内（地域区分・建物規模によらず全国一律） 直交集成板（CLT）の交付額上限：1 棟あたり 1,500 万円
交付要件	<p>【共通】</p> <p>a 再エネ発電設備を導入する場合、売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。本交付金により再エネに係る設備を当該住宅に導入する場合には、ア（ア）又はア（イ）によることとする。</p> <p>b ZEH-M 設計ガイドライン作成及び普及に向けた施策のため、対象建築物</p>

	<p>となる ZEH-M に資する設計情報を開示することについて承諾していること。</p> <p>c 対象建築物の住宅用途にかかる部分（全住戸及び住宅用途にかかる共用部）全てのエネルギー使用状況（エネルギー購入量・創エネルギー量・エネルギー消費量等）を計測・記録できること。</p> <p>d 分譲集合住宅においては、住宅専有部及び住宅用途にかかる共用部について、各々又は共同で、計測データを基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有し、要件となるエネルギー使用状況の情報提供が可能となるようにすること。賃貸集合住宅においては、計測データ等を基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有すること。</p> <p>e 入居者募集広告等において、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示（簡易版）及び ZEH-M マークを原則として明示すること。</p> <p>f 8地域においては主に夏期の冷房負荷軽減のため、次の（a）～（c）の要件のいずれか1つ以上を採用すること。</p> <p>(a) 建設地風況や設置高低差を考慮した開口部配置、通風勝手口、欄間付き建具、格子戸等屋外の自然風を効果的に取り込み、住戸内の通風を促進する設計手法を取り入れること。</p> <p>(b) 効果的な日射遮蔽庇や外付けルーバーによる日除け、日射反射、通気層の設置等による日射遮蔽効果を促進する設計手法を取り入れること。</p> <p>(c) 最上階の屋上断熱強化屋根断熱、又は最上階の天井断熱により、屋上面からの貫流熱の軽減を図る設計手法を取り入れること。 ※複数の手法を導入した場合、組合せによっては個々の効果が軽減される可能性もあるので注意すること。 ※採用した技術の概要及び、定性・定量的効果を説明する資料を提出すること。 ※植栽等外構計画（屋上緑化、壁面緑化）による冷房負荷軽減策を行う場合も上記要件のいずれかを導入した上で行うこと。</p> <p>g 事業実施主体は、交付事業の遂行能力（社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること）を有すること。</p> <p>h 導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（集合住宅の省 CO2 化促進事業）」の例を参考にすること。</p> <p>i ZEH のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。</p> <p>【低層・中層：j～p の全てを満たすこと】</p> <p>j 事業実施主体は、日本国内で事業を営んでいる個人事業主又は法人等</p>
--	--

	<p>であって、低中層 ZEH-M の構成要素に必要なシステム・機器を国内の低中層集合住宅に導入する事業であること。(※1)</p> <p>k 住宅用途部分が 5 層以下であること。ただし、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。</p> <p>l 住宅部分が 1 層以上 3 層以下の集合住宅は、集合住宅の ZEH の定義における住棟の評価が Nearly ZEH-M 以上を達成すること。また、住宅部分が 4 層・5 層の集合住宅は、集合住宅の ZEH の定義における住棟の評価が ZEH-M Ready 以上を達成すること。</p> <p>m 住棟を構成する複数の住戸のうち、1 つ以上の住戸が分譲又は賃貸に供されること。</p> <p>n 分譲、賃貸を問わず、一般消費者に対して入居者を募集すること。</p> <p>o 省エネルギー性能表示により、住棟の評価として『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready (住宅部分が 4 層・5 層の集合住宅のみ) のうちいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得すること (エネルギー計算は建築物エネルギー消費性能基準等による計算とする)。 ※2</p> <p>p 省エネルギー性能表示により、全住戸の住戸評価書を取得すること (ZEH ランクは問わない)。</p> <p>【高層：q～t の全てを満たすこと】</p> <p>q 事業実施主体は日本国内で事業を営んでいる個人事業主又は法人等であって、高層 ZEH-M の構成要素に必要なシステム・機器を国内の高層集合住宅に導入する事業であること。(※1)</p> <p>r 住宅用途部分が 6 層以上 20 層以下であること。ただし、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。</p> <p>s 集合住宅の ZEH の定義における ZEH-M Oriented 以上を達成すること。</p> <p>t 省エネルギー性能表示により、交付対象建築物について、住棟の評価として『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented 等の省エネルギー性能評価の認証を取得すること (エネルギー計算は建築物エネルギー消費性能基準等による計算とする)。 ※2</p> <p>※1 個人事業主は、原則、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明 (任意書式)、又は税務署の受領印が押印された確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを提出できること。</p> <p>※2 改正建築物省エネ法の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については、改正後の申請区分での申請のみ可とする。</p> <p>【直交集成板 (CLT) を導入する場合：u・v を満たすこと】</p> <p>u 交付対象となる CLT は、次の (a) ～ (c) の全ての要件を満たすこと。</p>
--	---

	<p>(a) 交付対象住宅への導入箇所は、構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。</p> <p>(b) 交付対象住宅における CLT 総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該 CLT の使用量が $0.1 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。</p> <p>(c) 工法は問わない。但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 1540 号）」に準拠すること。</p> <p>v 国内製品においては、JAS 認定工場で製造された JAS 製品であること。</p> <p>(注) CLT の導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、交付対象となりません。</p>
--	--

(サ) ZEH（又は ZEH+）を上回る、自治体独自の断熱性能の基準を満たす高性能住宅

事業実施主体	民間事業者
交付率等	<p>定額（A 及び B の合計額とする。ただし、上限額を 140 万円/戸とする。）</p> <p>A ZEH を上回る場合 55 万円/戸以内、ZEH+ を上回る場合 100 万円/戸以内</p> <p>B 自治体独自の断熱性能の基準を満たす標準的な高性能住宅について、ZEH（又は ZEH+）からのかかりまし費用に対して地方公共団体が行う給付額の 1 / 2 以内</p> <p>※ただし、[ZEH+の選択要件] として「外皮性能の更なる強化」を選択した場合は、当該外皮性能基準を上回る部分について交付対象とする。</p>
交付要件	<p>a ウ（ケ）の要件を満たし、かつ、自治体独自の断熱性能の基準を満たす住宅支援であること。</p> <p>b 事業開始前に当該住宅支援制度について環境省の承認を得ること。</p>

(シ) 既存住宅断熱改修

事業実施主体	民間事業者
交付率等	<p>2 / 3 以内</p> <p>・高性能建材（ガラス・窓・断熱材・玄関ドア）</p> <p>戸建住宅：上限 120 万円/戸（このうち、玄関ドア上限 5 万円/戸）</p> <p>集合住宅：上限 15 万円/戸（玄関ドアを改修する場合は上限 20 万円/戸）</p>
交付要件	【共通】

	<p>a 併用住宅の場合、店舗・事務所等部分は対象としない。</p> <p>b 導入する製品については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」、改修する居室等と部位については、同事業のエネルギー計算結果早見表を参考にすること。</p> <p>c 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても交付対象とならない。</p> <p>d 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。</p> <p>e 玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。</p> <p>f 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみ交付対象とする。</p> <p>【戸建住宅・集合住宅（個別）：g 又は h を満たすこと】</p> <p>g 事業実施主体が居住・所有する住宅の場合</p> <p>(a) 事業実施主体自身が常時居住する住宅であること（住民票の写しに示す人物と同一であること）。ただし、改修後に居住予定の場合は、改修後に当該住宅に居住し、住民票の写しの提出により同一人物であることを確認すること。</p> <p>(b) 事業実施主体自身が所有している住宅であること。ただし、今後に所有予定の場合は、当該住宅を所有後、登記事項証明書の写しを確認すること。</p> <p>(c) 集合住宅（個別）において、区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で、申請者が共用部の改修を行うことを認められていることを確認すること。</p> <p>h 事業実施主体が居住・所有しない（買取再販業者等）の場合</p> <p>(a) 買取再販業者等が既存住宅を買い取り、本交付金によって、既存住宅断熱改修を行った住宅を住宅購入者に販売する場合、交付金額相当分が住宅購入者に還元されるものであること。</p> <p>【集合住宅（全体）：i～m の全てを満たすこと】</p> <p>i 原則、当該集合住宅の全ての対象住戸を改修すること。 ただし、管理組合総会等の決議がある場合、全戸改修でなくとも可とする。</p> <p>j 対象となる改修について、当該集合住宅の管理組合総会等での承認決議を得ること。</p> <p>k 区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、管理規</p>
--	---

	<p>約等で共用部であることが確認できること。内窓・断熱材を用いて改修する場合は特に注意すること。</p> <p>l 本交付の活用を前提とする改修の意思決定が議事録等で確認できること。</p> <p>m 事業実施主体が買取再販業者等の場合、買取再販業者等が既存住宅を買い取り、本交付金によって、既存住宅断熱改修を行った当該集合住宅を集合住宅購入者に販売する場合、交付金額相当分が集合住宅購入者に還元されるものであること。</p>
--	--

(ス) EV自動車(カーシェア)

事業実施主体	民間事業者
交付率等	<p>①電気自動車カーシェア：上限 100 万円/台</p> <p>②プラグインハイブリッド自動車カーシェア：上限 60 万円/台</p> <p>※ただし、①、②について、車体価格の 1 / 3 の方が低い場合は、その額を上限とする。</p>
交付要件	<p>a 拠点において、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書(グリーン電力証書及び再エネ電力由来 J クレジット又はいずれか一方)の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。</p> <p>b 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。)であること。</p> <p>※当該車両については、「CEV 補助金」との併用は不可。</p> <p>c 次の (a) ~ (e) の要件のいずれかを満たすカーシェア事業であること。</p> <p>(a) 平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、遊休時(業務に使用していない営業時間外や休日等の時間帯をいう。以下同じ。)に地域住民等に有償又は無償にて貸し渡しするものであること。</p> <p>(b) 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、遊休時に社員等に有償又は無償にて貸し渡しするものであること。</p> <p>(c) 平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体/民間企業間で共有するものであること。</p> <p>(d) 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体/民間企業間で共有するものであること。</p>

	(e) (a) ~ (d) 以外のカーシェア事業として環境省から事前に承認を得たものであること。
--	--

(セ) EV バス

事業実施 主体	民間事業者
交付率等	2 / 3 以内
交付要件	<p>a 拠点において、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来 J クレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。</p> <p>b 定員 11 人以上の「EV バス」、「PHEV バス」（環境省「商用車の電動化促進事業」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。</p> <p>c バスをベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含む。</p> <p>d 自家用であること。 d</p>

(ソ) EV 清掃車

事業実施 主体	民間事業者
交付率等	2 / 3 以内
交付要件	<p>a 拠点において、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来 J クレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。</p> <p>b 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。</p>

(タ) グリーンスローモビリティ

事業実施 主体	民間事業者
交付率等	2 / 3 以内
交付要件	<p>a 拠点において、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただ</p>

	<p>し再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。</p> <p>b 走行経路に公道が含まれること。</p> <p>c 設備導入時及び導入後における、持続的な運営体制と維持管理等が明確であること。なお、車両設備導入時には当該車両に関する安全走行教育を受けている又はその予定があること。</p> <p>d グリーンスローモビリティ（時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス）の車両の運行・運用に関し、当該区域での公道の走行、乗降場所等について、所管の警察署・地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む）・道路管理者へ情報提供し、意見・助言を受けている又はその見込みがあること。</p> <p>e グリーンスローモビリティの車両の運行における危機管理体制（事故の際の早急な対応や情報収集等の体制）が整えられていること。</p> <p>f 「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業のうち、グリーンスローモビリティ導入促進事業）」においてグリーンスローモビリティ車両登録を行っている車両を参考に導入車両を検討すること。</p> <p>g 原則として、登録車両の諸元から逸脱する改造をしないこと。</p> <p>h エンクロージャー、レインガード、レインカバー等、雨や風をしのぐことが出来るものは交付対象とする。</p> <p>i 脱炭素型地域交通モデル構築に必要なシステム・設備（例えば、オンデマンドサービスを行うための呼出・予約システム、運行状況把握・表示システム、乗降場等の整備に係る設備、有償運送事業に係る計器類等）は交付対象とする。</p>
--	---

(チ) 水素等利活用設備

事業実施主体	民間事業者
交付率等	2 / 3 以内
交付要件	<p>a CO2 排出実質ゼロ水素等を使用して電気又は熱の両方を先行地域内に供給する事業であること。</p> <p>b CO2 削減が図れる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問わない。</p> <p>c 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。</p>

(ツ) 高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、高効率融雪設備、コージェネレーション等

事業実施主体	民間事業者（石炭・石油等からガス等のより低炭素な化石燃料への燃料転換を行う設備導入又は、継続して化石燃料を使用する設備導入を実施する場合、将来的な化石燃料へのロックイン（利用の固定化）を回避するため、水素・アンモニア・合成メタン等の非化石エネルギーの社会実装局面において、水素・アンモニアの利用や合成メタンの追加的な導入など、非化石エネルギーへの転換に向けた取組を行うことを検討し、技術的かつ経済的に可能な範囲内でそれを実施することを表明した場合に限る。）
交付率等	2 / 3 以内
交付要件	<p>【共通】</p> <p>a 民生部門の電力需要家において、設備の稼働に伴い、電力を使用する場合は、当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続するものであること。ただし、再エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来 J クレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。</p> <p>【高効率空調機器：b を満たすこと】</p> <p>b 従来の空調機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるもの。</p> <p>【高機能換気設備：c を満たすこと】</p> <p>c 平時に活用するものであり、次の (a) ～ (c) の要件を全て満たすこと。</p> <p>(a) 全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること。</p> <p>(b) 必要換気量（1 人当たり毎時 30 m³以上※）を確保すること。</p> <p>(c) 熱交換率 40%以上（JIS B 8639 で規定）であること。</p> <p>※建築物の構造上、一人あたり毎時 30 m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和 2 年 3 月 30 日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。</p> <p>【高効率照明機器：d を満たすこと】</p> <p>d 調光制御機能を有する LED に限る。（ただし、再エネ一体型屋外 LED 照明の場合はこの限りではない。）</p> <p>【高効率給湯機器：e を満たすこと】</p>

	<p>e 従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるもの。 【高効率融雪設備：次の f 又は g のいずれかを満たすこと】</p> <p>f 従来の機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるとともに、地中熱、地下水熱（散水方式、地下水還元方式を除く）、温泉熱や下水排熱等を熱源とする融雪のために使用できる設備を導入する事業であること。</p> <p>g バイオマスのみを熱源とするボイラー熱等により発生した熱を用いた融雪の為に使用できる設備を導入する事業であること。 【コージェネレーションシステム：h を満たすこと】</p> <p>h 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p>
--	--

エ その他

(テ) 執行事務費

事業実施主体	地方公共団体
交付率等	定額
交付要件	a 民間裨益型自営線マイクログリッド等事業の施行に伴い必要な事務費に限る。